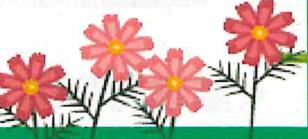


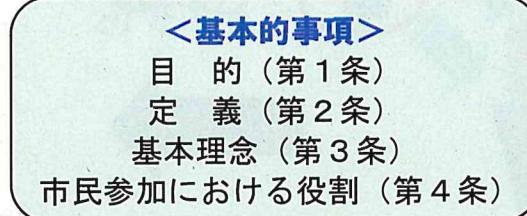
市民参加条例及び施行規則

印西市

条文の構成と概要



印西市市民参加条例の構成



いんざい君©2011 Inzai City

<実施事項>

市民参加の対象（第5条第1項）

- ①基本的な計画等の策定・変更
- ②基本的な方針を定める条例の制定・改廃
- ③市民の権利等に関する条例の制定・改廃
- ④市民生活に重要な制度の導入・改廃
- ⑤規則で定める公共施設の設置の基本計画等の策定・変更
- ⑥その他市民参加を推進するため必要と認められる場合

市民参加の方法（第6条第1項）

- ①市民意向調査手続
- ②市民説明会手続
- ③市民意見公募手続
- ④市民会議手續
- ⑤審議会等手續

※第7条～第11条…上記手續の内容

※除外項目（緊急やむを得ない場合、金銭徴収、政策的判断を要しない場合など）

(その他、多様な市民参加の方法)

- ・市民提案手續（第6条第3項及び第12条）
- ・その他別に定める方法（第6条第4項）→市政ポスト、市長談話室、市長懇談会等

<推進体制>

市民参加推進委員会の設置（第13条）

市民参加実施状況の公表（第14条）

<委任等>

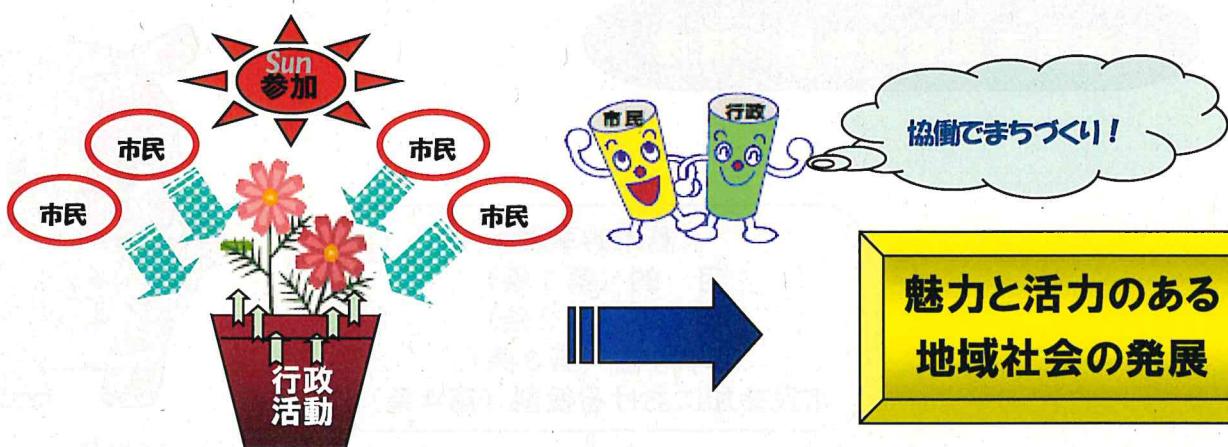
条例の見直し（第15条）

委任（第16条）

市民参加条例及び施行規則の構成

<基本的事項>

●目的（条例第1条）



●定義（条例第2条）

- (1) 市民…市内に住所を有する者
- (2) 市民等…市民のほか、市内に在住、在勤又は在学する者、市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
- (3) 市…印西市における行政活動上の実施機関
- (4) 実施機関…市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会
- (5) 行政活動…地方自治法第2条に規定する事務を処理するために実施機関が行う活動
- (6) 市民参加…行政活動の企画立案等において、市民等が自主的・主体的に行政活動に参加すること。
- (7) 協働…市民等と市が対等な立場で協力・連携しまちづくりを進めること。
- (8) 法令等…法律、政令、省令、条例、規則、要綱等
- (9) 審議会等…法律、条例に基づいて設置された附属機関、規則等により設置された懇談会等

●基本理念（条例第3条）

（1）市民参加の機会の保障

- ・市民参加の機会は、全ての市民等に保障される。
- ・市民参加は、市民等の参加の努力が生かされ保持される。



（2）市民等の視点を生かす

- ・年齢、性別、居住地等、それぞれの置かれた立場を尊重
- ・市民等の社会経験、創造的な視点を生かす。

（3）市民等と市の信頼、協力の関係

- ・市民等と市は、行政活動の効率性及び市民参加できない市民等に配慮し、互いを尊重し自らの役割を果たし協働することに努める。

●市民参加における役割（条例第4条）

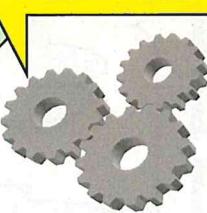
* 市民等の役割 *

- ①まちづくりの担い手を認識
＝市民参加によるまちづくりを推進
- ②自らの発言と行動への責任
- ③自主的かつ民主的な参加

・情報共有
・信頼・協力
・互いを尊重

* 市の役割 *

- ①情報の原則公開＝情報の共有
- ②企画立案段階からの市民参加
＝公正な参加の機会の確保
- ③市民参加の啓発、知識等の蓄積
＝職員研修等



◆ 公表の方法（規則第3条）◆

- ①掲示場への掲示
- ②広報紙、ホームページへの掲載
- ③行政資料室、出先機関等での閲覧・掲示
- ④その他の方法→町内会回覧など

<実施事項>

●市民参加の対象（条例第5条）

① 市民参加の対象として義務付けるもの（第1項）

①市の基本的な事項を定める計画等の策定・変更

→概ね5年以上の計画等（規則第4条第1項）

②市の基本的な方針を定める条例の制定・改廃

③市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃

④市民等の生活に大きな影響を及ぼす制度の導入・改廃

⑤規則で定める公共施設の設置に係る基本計画等の策定・変更

→用地費除く事業費が概ね5億円以上の施設（規則第4条第2項）

⑥その他市民参加を推進するため必要と認められる場合



◆除外項目…規則第4条第3項◆

- ・緊急、その他止むを得ない理由があるとき
- ・政策的判断を要しないとき
- ・市税の賦課徴収その他金銭徴収に関するもの
- ・公にすることにつきできない情報が含まれる場合

●市民参加の方法（条例第6条）

① 行政発の参加の方法（5種類）…第1項関係

①市民意向調査手続

②市民説明会手続

③市民意見公募手続

④市民会議手続

⑤審議会等手續

第5条第1項の規定により市民参加を求める場合

企画立案段階から適切な方法で…
←左記の市民参加手続により実施

ただし、法令等に特別の定めがある場合は、その法令の手続きにより行う。

② 市民発の参加の方法…第3項、第4項関係

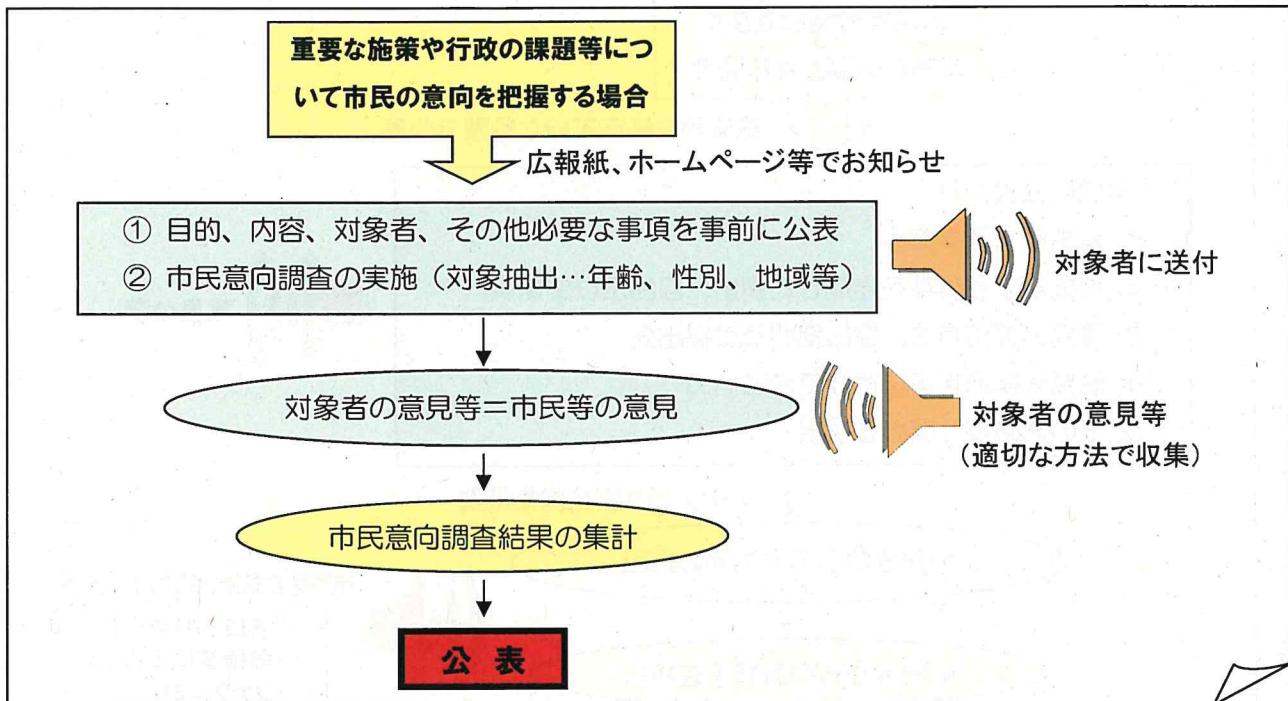
市民提案手続

→ 市民30人以上の連署で市へ提案

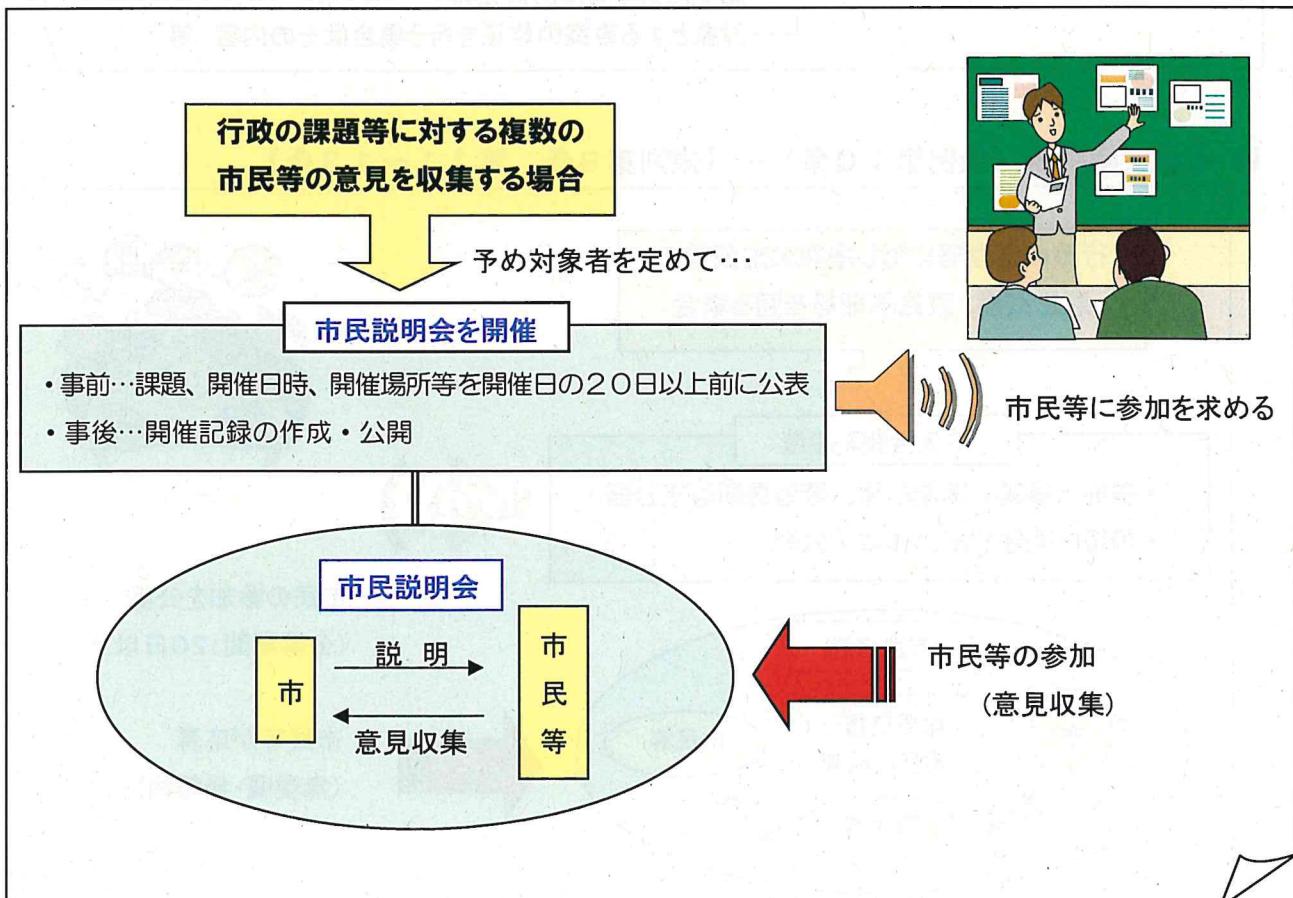
別に定める方法により市民等の意見の把握

→ 市政ポスト、市長談話室、市長懇談会など

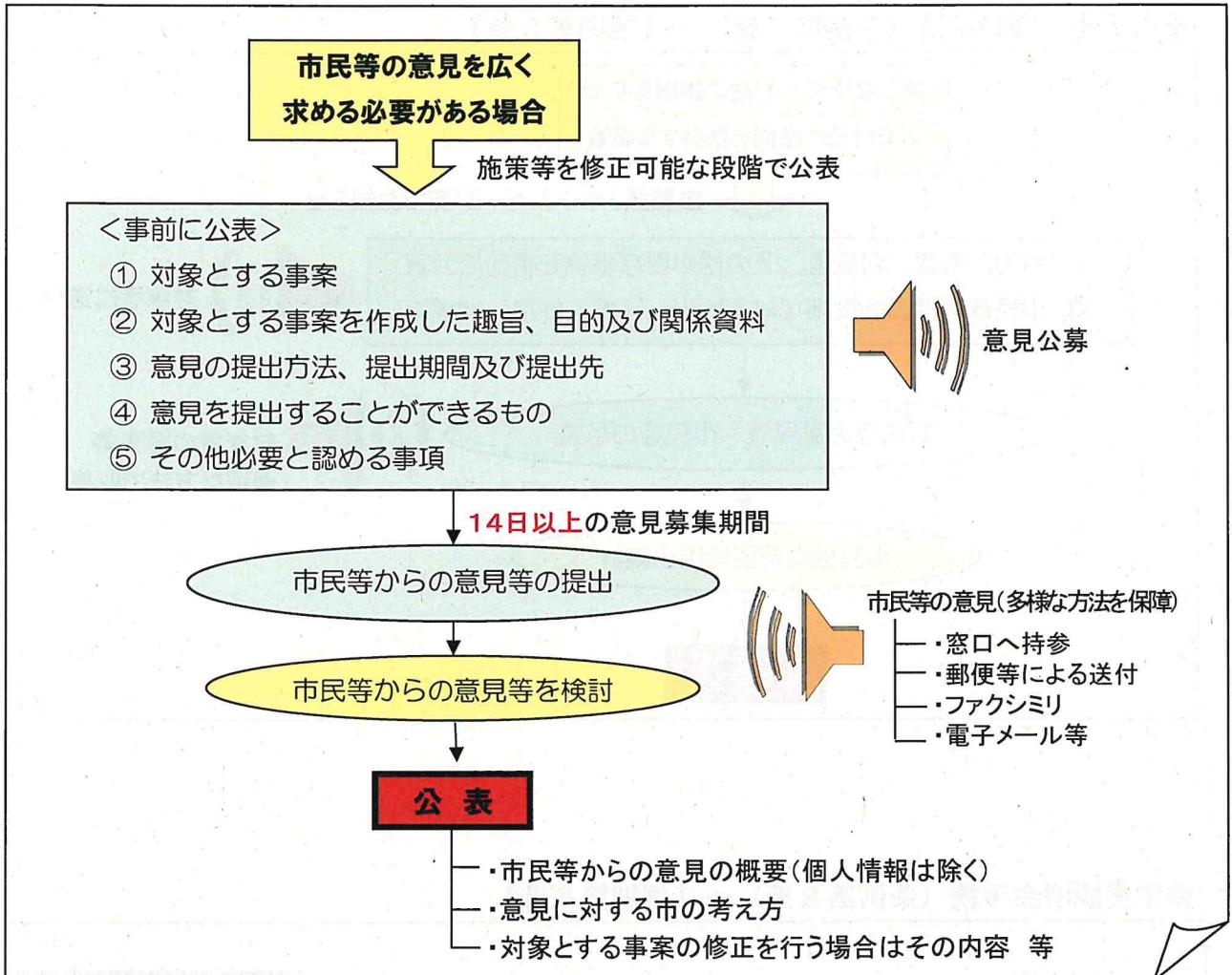
●市民意向調査手続（条例第7条）…【規則第5条】



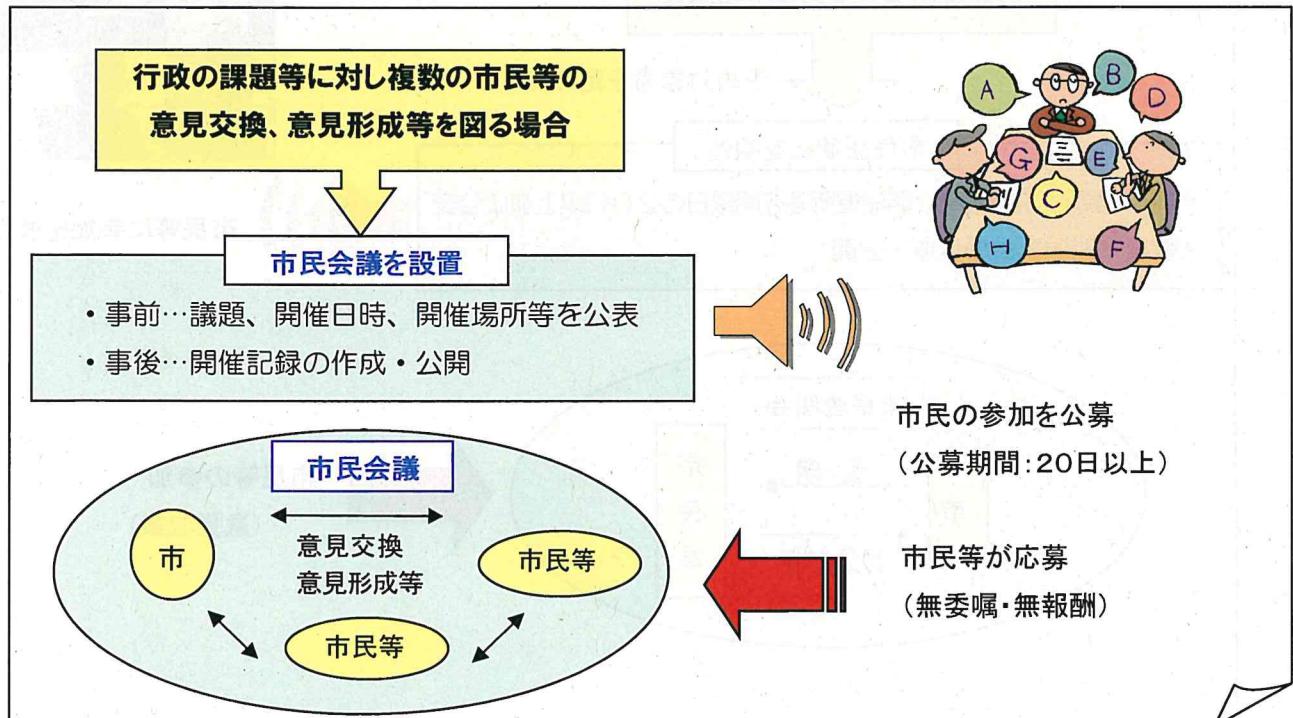
●市民説明会手続（条例第8条）…【規則第6条】



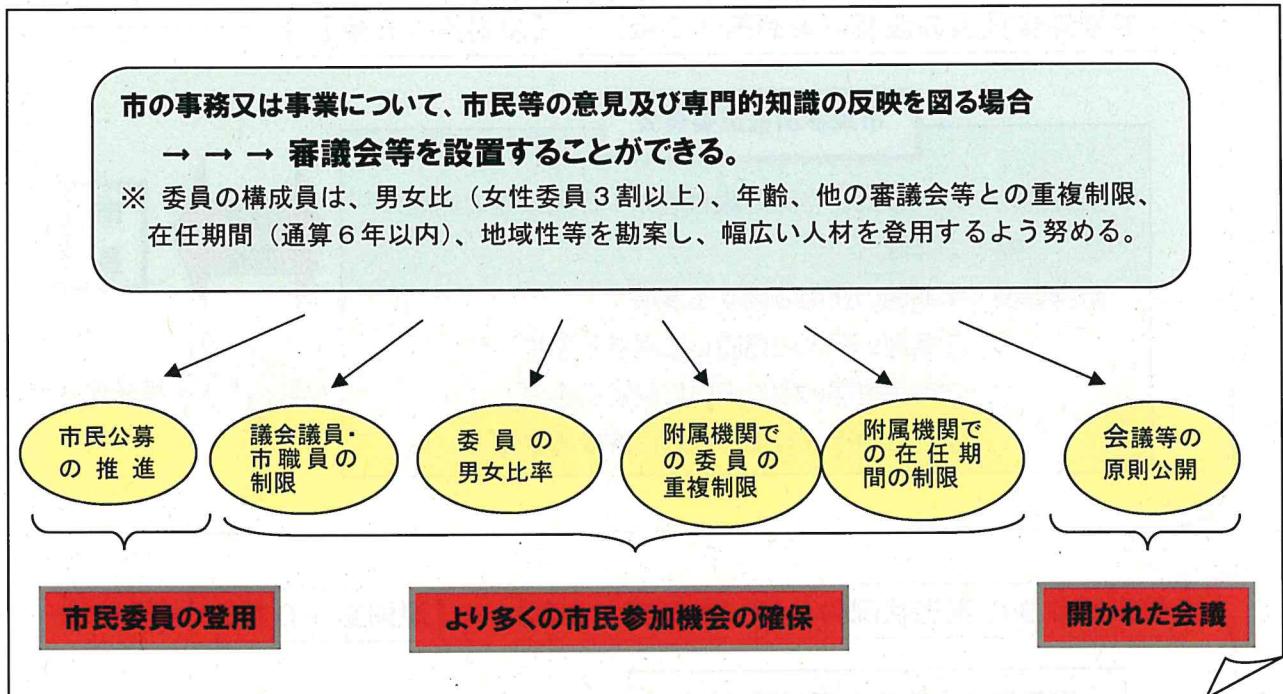
●市民意見公募手続（条例第9条）…【規則第7条】



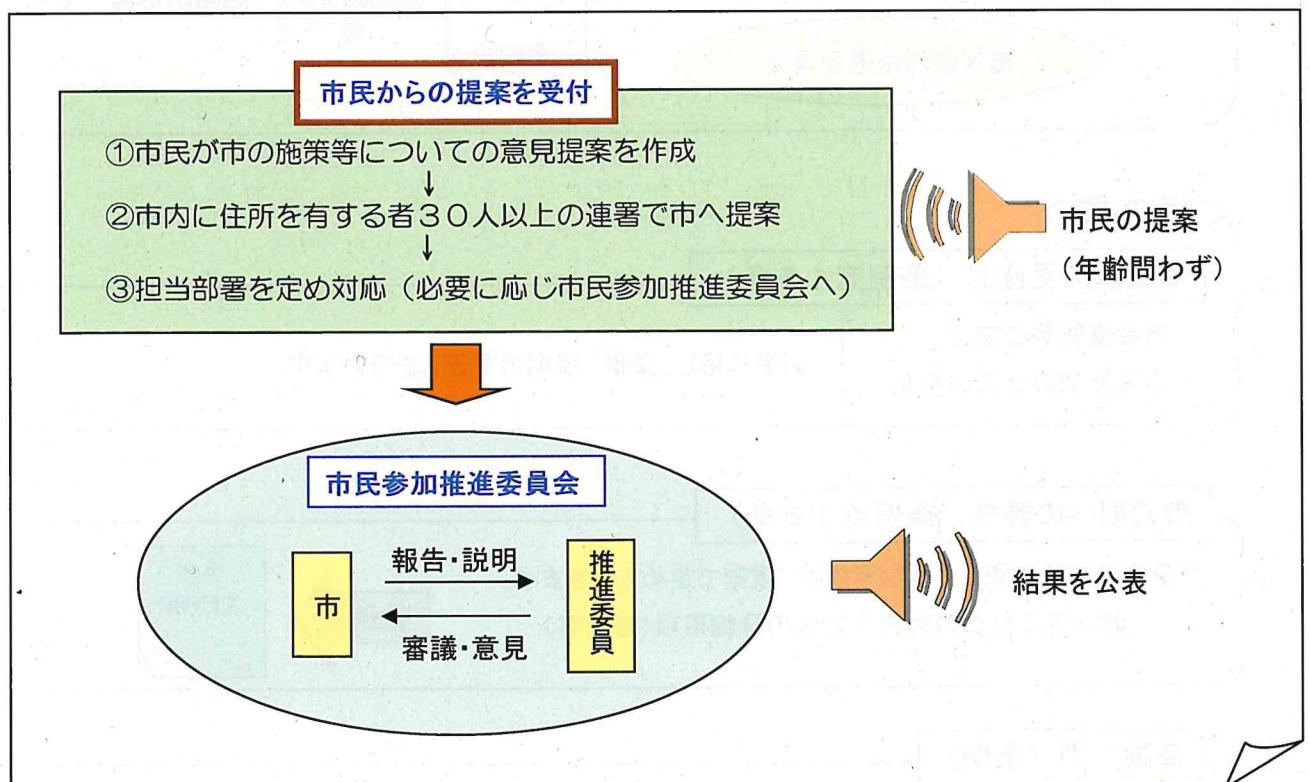
● 市民会議手続（条例第10条）…【規則第8条、第11～13条】



●審議会等手続（条例第11条）…【規則第9～13条】

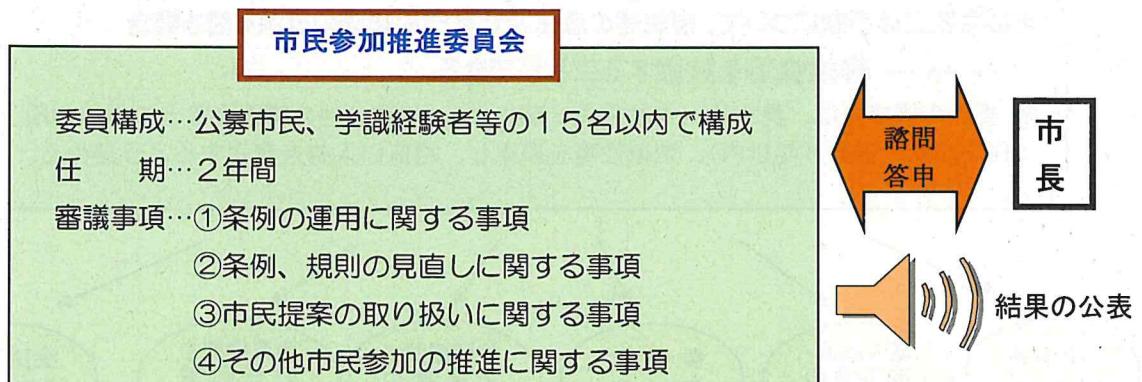


●市民提案手続（条例第12条）…【規則第14条】



<推進体制>

●推進委員会の設置（条例第13条）…【規則第15条】



●市民参加の実施状況の公表（条例第14条）…【規則第16条】

市民参加の実施状況の取りまとめ



市民参加
実施状況

(●年度)



<委任等>

●条例の見直し（条例第15条）

- ・社会情勢等の変化
 - ・市民参加の状況の変化
- } 必要に応じ、条例、規則の見直しを行います。

●規則への委任（条例第16条）

- ・条例の施行に際し必要な事項は、規則で定めていきます。
(例)・市民参加の対象や方法の詳細事項(様式等)



●附 則（条例）

- ・条例の施行日は、平成20年8月1日とします。
- ・経過措置として、条例の施行日前に既に着手又は着手のための準備が進められている対象事項で、条例の適用が困難なものは、条例を適用しないこととします。

○印西市市民参加条例

平成20年3月25日条例第14号

印西市市民参加条例

(目的)

第1条 この条例は、市民が市の行政活動に関わるための基本的な事項を定め、市民参加を推進することにより、魅力と活力のある地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者をいう。
- (2) 市民等 市民のほか、市内に在住、在勤又は在学する者及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。
- (3) 市 印西市における行政活動上の実施機関をいう。
- (4) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (5) 行政活動 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第2条に規定する事務を処理するために実施機関が行う活動をいう。
- (6) 市民参加 行政活動の企画立案等において、市民等と市が協働し、市民等が自主的かつ主体的に行行政活動に参加することをいう。
- (7) 協働 市民等と市がそれぞれの役割を自覚し、自主的な意思に基づき、対等な立場で互いに協力及び連携しながらまちづくりを進めることをいう。
- (8) 法令等 法律、政令、省令、条例、規則、要綱等をいう。
- (9) 審議会等 法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置された附属機関及び市の事務又は事業について、市民等の意見や専門的知識の反映のために、規則、要綱等により設置された機関をいう。

(基本理念)

第3条 市民参加の機会は、すべての市民等に保障され、市民等の参加の努力が生かされることにより、保持されるものである。

- 2 市民参加は、年齢、性別、居住地域等それぞれの置かれた立場を尊重し、市民等の持つ知識、経験及び創造的な視点を生かし推進されるものである。
- 3 市民等と市は、行政活動の効率性及び市民参加できない市民等に配慮し、市民参加の推進のため互いを尊重し、それが自らの役割を果たし、協働することに努めるものとする。

(市民参加における役割)

第4条 市民等と市は、市民参加を推進するため、情報を共有し、相互の信頼関係に基づき、それが自らの役割を果たすよう努めるものとする。

- 2 市民等は、市民参加によるまちづくりを推進するため、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) まちづくりの担い手であることを認識し、市民参加によるまちづくり

の推進に努めること。

- (2) 自らの意思に基づき、発言及び行動に責任を持ち市民参加に努めること。
 - (3) 市民等の相互の発言を尊重し、自主的かつ民主的な市民参加に努めること。
- 3 市は、市民参加によるまちづくりを推進するため、次に掲げる役割を担うものとする。
- (1) 市が有する情報は原則公開であるという理念に基づき、市民等との情報の共有に努めること。
 - (2) 基本的な事項を定める企画立案段階からの適切な時期に市民参加を求めるとともに、公正な参加の機会を確保し、市民等の意見を行政活動に積極的に反映させよう努めること。
 - (3) 市民参加の推進のため、市民等への啓発に努め、市民等の持つ知識や経験を蓄積するとともに、市の職員が市民参加の意義について理解を深め行動することができるよう、必要な方策を講ずること。

(市民参加の対象)

第5条 市は、次に掲げる行政活動を行う場合は、市民参加を求めるものとする。

- (1) 市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更
 - (2) 市の基本的な方針を定める条例の制定又は改廃
 - (3) 市民等の権利義務に関する条例の制定又は改廃
 - (4) 市民等の生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃
 - (5) 規則で定める公共施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更
 - (6) その他市民参加を推進するため必要と認められる場合
- 2 市は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、次条第1項各号に掲げる全部又は一部の手続きを行わないことができる。
- (1) 緊急を要する場合
 - (2) 政策的な判断を要しない場合
 - (3) 市税の賦課徴収その他金銭徴収に関する条例を制定又は改廃する場合
(新税を導入する場合を除く。)
 - (4) その他やむを得ない理由がある場合

(市民参加の方法)

第6条 前条の規定により市が市民参加を求める場合の市民参加手続の方法は、次に掲げるとおりとする。ただし、法令等に特別の定めがある場合は、その手続きによる。

- (1) 市民意向調査手続
- (2) 市民説明会手続
- (3) 市民意見公募手続
- (4) 市民会議手続
- (5) 審議会等手続

- 2 市は、前項各号に規定する方法のうちから市民参加を求める場合は、第4条第3項第1号及び第2号の規定による役割を果たすよう、適切な方法により実施する。
 - 3 市は、前条及び前2項の規定にかかわらず、市民等の自発的な提案を市の施策等に反映させるための手続（以下「市民提案手続」という。）を定め、当該手續を受け付ける窓口を設置する。
 - 4 市は、第1項及び前項に規定する手續のほか、別に定める方法により、市民等の意見等の把握に努める。
 - 5 市は、第1項本文、第2項及び第3項の規定により市民参加を求めたときは、次に掲げる事項を速やかに公表するものとする。ただし、印西市情報公開条例（平成12年条例第24号）に定める不開示情報に該当する事項は除く。
 - (1) 提出された意見の内容
 - (2) 提出された意見に対する検討結果
 - (3) その他必要と認める事項
- (市民意向調査手続)

第7条 市は、重要な施策及び行政活動の課題等について、市民等の意向を把握する場合は、市民意向調査を実施することができる。

- 2 市は、市民意向調査手続を実施するときは、次に掲げる事項を事前に公表しなければならない。
 - (1) 目的
 - (2) 内容
 - (3) 対象者
 - (4) その他必要と認める事項
- (市民説明会手続)

第8条 市は、行政活動の課題等の説明を通して複数の市民等の意見を収集する場合は、あらかじめ対象となる市民等を定め、意見交換を目的とする集まり（以下「市民説明会」という。）を開催することができる。

- 2 市は、市民説明会を開催するときは、次に掲げる事項を事前に公表しなければならない。
 - (1) 課題
 - (2) 開催日時
 - (3) 開催場所
 - (4) その他必要と認める事項
- (市民意見公募手続)

第9条 市は、市民等の意見を広く求める必要がある場合は、行政活動においての施策等を修正可能な段階で公表し、あらかじめ対象となる市民等の意見を募った上で意思決定を行う手続（以下「市民意見公募手続」という。）を実施することができる。

- 2 市は、市民意見公募手続を実施するときは、次に掲げる事項を事前に公表しなければならない。

- (1) 対象とする事案
 - (2) 対象とする事案を作成した趣旨、目的及び関係資料
 - (3) 意見の提出方法、提出期間及び提出先
 - (4) 意見を提出することができるもの
 - (5) その他必要と認める事項
- 3 市は、意見の提出方法について、多様な方法を講ずるよう努めるものとする。
- 4 意見の提出期間は、公表の日から起算して14日以上とする。

(市民会議手続)

第10条 市は、行政活動の課題及び問題点等に対して複数の市民等との意見交換、意見形成等を図る場合は、あらかじめ対象となる市民等を定め、その市民等及び市又はその市民等の相互の議論により一定の方向性を見出すことを目的とする集まり（以下「市民会議」という。）を設置することができる。

2 市は、市民会議の開催にあたっては、次に掲げる事項を事前に公表しなければならない。

- (1) 議題
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) その他必要と認める事項

(審議会等手続)

第11条 市は、市の事務又は事業について、市民等の意見及び専門的知識の反映を図る場合は、審議会等を設置することができる。

2 市は、審議会等の設置及び運営において、委員を選任しようとする場合は、公募で行うよう努めるものとする。

3 市は、審議会等の構成員について、男女の比率、年齢、他の審議会等との重複、在任期間、地域性等を勘案し、幅広い人材を登用するよう努めるものとする。

4 審議会等の会議等は、原則として公開とする。ただし、法令等の規定により非公開とされる場合又は公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しく支障が生ずるおそれがある場合は、この限りでない。

5 市は、審議会等の会議を開催するときは、次に掲げる事項を事前に公表しなければならない。

- (1) 会議の名称
- (2) 議題
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) その他必要と認める事項

(市民提案手続)

第12条 市民提案手続における提案は、代表者である市民が、30人以上の市民の連署をもって、市に行うものとする。

2 市は、市民提案手続による提案を受けたときは、速やかに担当部署を定め
対応を図るものとし、必要に応じ、次条に定める印西市市民参加推進委員会
(以下「委員会」という。)の意見を聞くものとする。

(委員会の設置)

第13条 この条例に基づく市民参加を適正に運用し、市民参加によるまちづくりを推進するため、法第138条の4第3項の規定に基づき、委員会を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議し、市長に意見を述べ
ことができる。

- (1) この条例の運用に関する事項
- (2) この条例及び規則の見直しに関する事項
- (3) 市民提案手続により提出された提案の取扱いに関する事項
- (4) その他市民参加の推進に関する事項

3 委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又
は任命する。

- (1) 公募で選出された市民
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認めた者

4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間
とする。

(市民参加の実施状況の公表)

第14条 市長は、毎年度の市民参加の実施状況を取りまとめ、委員会に報告し、
これを公表するものとする。

(条例の見直し)

第15条 市長は、社会情勢及び市民参加の状況に応じて、この条例の見直しを
行うものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、既に着手されている対象事項であって、正当な理由
により第6条第1項に定める市民参加手続により市民参加を求めることが困
難なものについては、この条例の規定を適用しない。

○印西市市民参加条例施行規則

平成20年6月30日規則第43号

改正

平成22年3月17日規則第8号

平成26年11月18日規則第16号

平成30年3月29日規則第21号

印西市市民参加条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、印西市市民参加条例（平成20年条例第14号。以下「市民参加条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、市民参加条例において使用する用語の例による。

(公表の方法)

第3条 市民参加条例及びこの規則による公表は、次に掲げる方法のうち全部又は一部の方法により行うものとする。

- (1) 印西市公告式条例（昭和29年条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示
- (2) 市の広報紙及びホームページへの掲載
- (3) 市の行政資料室、担当窓口、出先機関等での閲覧又は配布
- (4) その他市が必要と認める方法

(市民参加の対象)

第4条 市民参加条例第5条第1項第1号に規定する「計画等とは」、基本構想、基本計画及び各分野において基本的な事項を定めるおおむね5年以上の期間を計画期間とする計画等をいう。

2 市民参加条例第5条第1項第5号に規定する「規則で定める公共施設」とは、その設置に係る事業費（用地取得費を除く。）がおおむね5億円以上の施設をいう。

3 市民参加条例第5条第2項各号に規定する「市民参加条例第6条第1項各号に掲げる全部又は一部の手続を行わないことができる場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 災害等の緊急時で迅速に対応しなければならない場合
- (2) 法令の改正等により市民等の意見を反映させる余地がない場合
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行う場合
- (4) 政策的な判断を要しない軽微な事項の場合
- (5) 市税の賦課徴収に関する条例を制定又は改廃する場合（新税を導入する場合を除く。）
- (6) 分担金、負担金、使用料、手数料等の徴収に関する条例を制定又は改廃する場合

(7) その他やむを得ない特段の理由がある場合
(市民意向調査手続)

第5条 市は、市民参加条例第7条第1項の規定により市民意向調査手続を実施するときは、調査の対象者、対象人数、対象区域等を考慮し、幅広い意見を求めるよう努めなければならない。

2 市は、市民意向調査手続を終了したときは、速やかに結果を取りまとめ公表するものとする。

(市民説明会手続)

第6条 市は、市民参加条例第8条第1項の規定により市民説明会を開催するときは、あらかじめ対象となる者を定め、開催日時、開催場所、定員、議題その他必要な事項を、開催日前20日以上の期間を設け市民等に周知しなければならない。

2 市は、市民説明会を開催し、終了したときは、速やかに市民説明会記録（別記第1号様式。以下この項において「様式」という。）を作成し公表するものとする。ただし、様式については、説明会の種類に応じて変更することができるものとする。

(市民意見公募手続)

第7条 市は、市民参加条例第9条第1項の規定により市民意見公募手続を実施するときは、印西市市民意見公募手続に関する意見書（別記第2号様式。以下この項において「様式」という。）により行うものとする。ただし、様式については、必要に応じて変更することができるものとする。

2 市民参加条例第9条第3項に規定する意見の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 窓口への持参
- (2) 郵便等による送付
- (3) ファクシミリによる送付
- (4) 電子メールによる送付
- (5) その他市が必要と認める方法

3 市は、前項の規定により提出された意見に対する考え方を決定したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 意見の概要
- (2) 意見に対する考え方
- (3) 対象とする事案の修正を行う場合はその内容
- (4) その他必要と認める事項

4 市は、第2項の規定により提出された意見を参考にし、意思決定を行うものとする。

(市民会議手続)

第8条 市民参加条例第10条第1項に規定する市民会議（以下「市民会議」という。）の委員（以下この条において「委員」という。）の募集は、公募によるものとする。

- 2 委員の公募は、市民会議委員応募申込書（別記第3号様式。以下この項において「様式」という。）により行うものとする。ただし、様式については、必要に応じて変更することができるものとする。
- 3 委員の公募期間は、公募受付の開始の日から起算して20日以上の期間とする。
- 4 公募による委員の決定に当たっては、応募者の参加の機会の確保に努めるものとする。
- 5 委員は、無報酬とする。
- 6 市民会議は、提言書を作成するなど一定の方向性を見出し、終了するものとする。

（審議会等の委員の公募）

第9条 市民参加条例第11条第2項の規定による審議会等（以下「審議会等」という。）の委員（以下この条において「委員」という。）の公募を行うときは、次に掲げる事項を明記するものとする。

- (1) 目的又は趣旨
- (2) 応募資格
- (3) 募集人員
- (4) 任期
- (5) 応募方法
- (6) 選考方法
- (7) 問い合わせ先
- (8) その他必要な事項

- 2 委員の公募は、審議会等の委員応募申込書（別記第4号様式。以下この項において「様式」という。）により行う。ただし、様式については、必要に応じて変更することができるものとする。
- 3 委員の公募期間は、公募受付の開始の日から起算して20日以上の期間とする。
- 4 公募による委員の決定は、審議会等の設置の目的又は趣旨に合った選考により行い、その結果を応募者全員に書面で通知するものとする。
- 5 公募の結果、応募者が無い場合、選考基準に達する者がいない場合又は選考により募集人員を欠くこととなった場合は、市が別に定める方法により選任できるものとする。

（審議会等の委員の選任）

第10条 審議会等の委員を選考するに当たっては、次に掲げる事項に留意し選任するものとする。

- (1) 年齢構成、地域性等を勘案し、公正かつ均衡のとれた委員構成に努めること。
- (2) 市議会議員及び市職員は、審議会等の性格を踏まえ、その必要性を明確にした上で選任すること。
- (3) 各審議会等の女性委員の比率が、3割以上になるよう努めること。

- 2 審議会等の委員のうち市民参加条例第2条第9号に定める附属機関（以下「附属機関」という。）の委員を選考するに当たっては、前項の事項に加え、次に掲げる事項に留意し選任するものとする。
 - (1) 既に設置されている他の附属機関の委員の職にある者は、委員に選任しないこと。
 - (2) 同一の附属機関における委員の在任期間は、最初に委員として就任した日以後の在任期間が通算して6年を超えないこと。
- 3 法令、条例等の規定により特定の役職の者を充てることとされている場合又は適任者が少なく他に選任する者がいない場合で、その者が欠けることにより会議の運営に著しく支障を及ぼすおそれがある場合には、前2項の規定を適用しないことができる。

（会議の公開）

第11条 市民会議又は審議会等の会議（以下この条から第13条までにおいて「会議」という。）を開催するときは、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合を除き、会議の全部又は一部を公開するものとする。

- (1) 法令又は条例により会議を開催することができないと認められる場合
- (2) 印西市情報公開条例（平成12年条例第24号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について会議を行う場合
- (3) 会議の妨害、市民会議及び審議会等の委員（以下この条から第13条までにおいて「委員」という。）への圧力その他会議を開催することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じるおそれがあると認められる場合
- 2 公開する会議を開催するに当たっては、会議の開催予定日の1週間前までに次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

- (1) 会議名
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題及び会議の一部を非公開とする場合の議題ごとの公開又は非公開の別
- (5) 非公開の理由（会議の一部を非公開とする場合に限る。）
- (6) 傍聴人の定員
- (7) 傍聴人の決定方法
- (8) 問い合わせ先
- (9) その他必要な事項

- 3 前項の規定による会議の開催の公表は、市民会議（審議会等）の会議開催のお知らせ（別記第5号様式）を行政資料室に配置し、閲覧等により供するものとする。

（会議の傍聴）

第12条 市民会議又は審議会等は、傍聴人の定員を定め、会場に傍聴席を設け

るものとする。

- 2 傍聴人の決定は、原則として先着順とする。ただし、市民会議又は審議会等が必要と認めたときは、抽選等により行うものとする。
- 3 市民会議又は審議会等は、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴要領例（別記第6号様式）を参考に傍聴に係る手続及び遵守事項を定め、これを傍聴人に配布又は会場に掲示をするなどをして、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。
- 4 市民会議又は審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議資料を閲覧等により供するものとする。

（会議録等の作成及び公表）

第13条 審議会等は、会議の公開又は非公開にかかわらず、会議終了後、速やかに次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 会議名
 - (2) 開催日時
 - (3) 開催場所
 - (4) 出席者
 - (5) 議題
 - (6) 会議概要（日程及び議題の結論を簡潔に記載したもの）
 - (7) 審議経過（発言内容その他結論に至った経過等を記載したもの）
 - (8) その他審議会等が必要と認める事項
- 2 市民会議は、前項の規定に準じて、会議内容を記録した会議記録を作成するものとする。
 - 3 市民会議又は審議会等は、会議録等の案を作成したときは、速やかに次の各号のいずれかの方法により確定するものとする。
 - (1) 会議による議決
 - (2) 委員全員による個別の承認
 - (3) 市民会議又は審議会等が指名した委員による承認
 - (4) その他市民会議又は審議会等が定める方法
 - 4 市民会議又は審議会等は、会議録等の写し、市民会議（審議会等）の会議開催結果（別記第7号様式）及び会議資料を行政資料室に配置し、閲覧等に供することにより会議の結果の公表に努めるものとする。

（市民提案手続）

第14条 市民参加条例第12条に規定する市民提案手続は、提案者が実施機関に印西市市民提案書（別記第8号様式）を提出することにより行うものとする。

- 2 前項の規定による印西市市民提案書を受理したときは、担当部署において提案者から趣旨を聞き取った上で対応を図り、結果を印西市市民提案検討（経過・結果）通知書（別記第9号様式）により当該提案者に通知するものとする。
- 3 前項の場合において、担当部署は、必要に応じて対応の経過を提案者に通知するものとする。

(委員会の組織及び運営)

第15条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

4 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

5 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

7 委員会の庶務は、市民部市民活動推進課において処理する。

(市民参加の実施状況及び実施結果の公表)

第16条 市長は、毎年度の市民参加の実施結果を取りまとめ、印西市市民参加実施結果報告書(別記第10号様式)により、委員会に報告しこれを公表する。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年8月1日から施行する。

(準備行為)

2 市民参加条例第13条第3項の規定による委員の委嘱又は任命に関し必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 第10条第2項第2号に規定する同一の附属機関における委員の在任期間は、この規則の施行日前において最初に委員として就任した日以後の在任期間を通算するものとする。

附 則(平成22年3月17日規則第8号)

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

附 則(平成26年11月18日規則第16号)

この規則は、平成26年12月1日から施行する。

附 則(平成30年3月29日規則第21号抄)

(施行規則)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第6条）

市民説明会記録

作成日 年 月 日

1 説明会の名称	
2 開催日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分 開会 午前・午後 時 分 閉会
3 開催場所	
4 出席人数	
5 説明会の議題	
6 説明会資料の内容	
7 議事の経過及び発言要旨	
8 問い合わせ先 (所管課等)	

第2号様式（第7条）

印西市市民意見公募手続に関する意見書

（実施機関の長）様

印西市市民参加条例第9条第1項の規定により、次のとおり意見を提出します。

年　月　日提出

氏　　名 (法人その他の団体の場合 は名称及び代表者氏名)	
住　　所 (法人その他の団体の場合 は所在地)	〒 (電話番号　　)

市の施策の案の名称	
市の施策の案に対する意見及びその理由	

第3号様式(第8条)

市民会議委員応募申込書

(実施機関の長)様

印西市市民参加条例第10条第1項に規定する市民会議の委員に、次のとおり応募します。

年 月 日 提出

市民会議の名称			
ふりがな			
氏名(性別)	(男・女)		
生年月日(年齢)	年	月	日
職業			
現住所	〒	(電話番号)	
連絡先	〒	(電話番号)	
※現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入			
委員応募の理由			

第4号様式（第9条）

(表)

審議会等の委員応募申込書

(実施機関の長) 様

印西市市民参加条例第11条第1項に規定する審議会等の委員に、次のとおり応募します。

年 月 日 提出

審議会等の名称 ふりがな			
氏名(性別)	(男・女)		
生年月日(年齢)	年	月	日
職業			
現住所	〒 (電話番号)		
連絡先	〒 (電話番号)		
※現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入			

(経歴書)

1 最終学歴欄

最 終 学 歴	
	年 月 卒・中退

2 職歴欄(最近のものから記入)

期 間	職 歴	退職理由等
年 月から 現在に至る		
年 月から 年 月まで		
年 月から 年 月まで		

(裏)

3 資格、免許等欄

資格、免許等の名称 及び取得年月日	
----------------------	--

4 市政参画歴欄（最近のものから記入）

審議会等の名称	就任期間
	年 月～ 年 月
	年 月～ 年 月
	年 月～ 年 月

5 応募理由欄

--

※ 1欄から3欄までは、必要に応じ記入を求めるものとする。

第5号様式（第11条）

市民会議（審議会等）の会議開催のお知らせ

1 会議名	
2 開催日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
3 開催場所	
4 議題及び公開又 は非公開の別	
5 非公開の理由	
6 傍聴人の定員	名
7 傍聴人の決定方法	
8 問い合せ先 (所管課等)	
9 その他の	

第6号様式（第12条）

傍聴要領例

市民会議又は審議会等の名称（ ）

会長（ ）

1 傍聴する場合の手続（抽選を行う場合は、その旨及びその方法を記載する。）

- (1) 傍聴を希望する方は、受付で氏名及び住所を記入し、事務局の指示により会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順に行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 傍聴することができない者

次に掲げる事項に該当する者は、会議を傍聴することができません。

- (1) 図器その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、ビラの類を携帯している者
- (3) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) 酒気を帯びていると認められる者
- (5) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

3 傍聴するに当たって守っていただく事項

傍聴人は、次に掲げる事項を守り傍聴してください。

- (1) 会議を傍聴するに当たっては、市民会議（審議会等の長）の指示に従うこと。
- (2) 拍手その他の方法により、会議における発言に対して、公然と賛否を表明しないこと。
- (3) 発言し、又は騒ぎ立てないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (6) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、市民会議（審議会等の長）の許可を得た場合は、この限りではない。
- (7) その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

4 傍聴人が、3の事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。

第7号様式（第13条）

市民会議（審議会等）の会議開催結果

1 会議名									
2 開催日時	年	月	日	()	午前	午後			
					時	分	開会		
					午前	午後	時	分	閉会
3 開催場所									
4 出席者名等									
5 傍聴人數	名（定員 名）								
6 議題及び公開又は非公開の別									
7 非公開の理由									
8 会議結果									
9 問い合せ先 (所管課等)									

第8号様式（第14条）

印西市市民提案書

年　月　日

（各実施機関の長）様

提案代表者　住 所

氏 名



電話番号

印西市市民参加条例第12条第1項の規定により、別紙市民提案者署名簿を添えて次のとおり提案します。

1 政策等提案の名称	
2 提 案 の 要 旨	
3 提 案 の 理 由	
4 添 付 資 料	
5 そ の 他	

(別紙)

年 月 日提出

市民提案者署名簿

1 政策等提案名

2 署名欄

番号	氏 名	住 所	生年月日	備考

注意事項

- 署名できる者は、提案提出日において印西市に住所を有するものとする。
- 氏名は自書すること。ただし、身体の故障等により自書することができない場合は、代筆を行うことができる。代筆をした場合は、備考欄に代筆者の氏名、住所及び生年月日を記載し、代筆者の印を押すこと。

第9号様式（第14条）

印西市市民提案検討（経過・結果）通知書

年　月　日

様

印西市長

印

年　月　日付で、印西市市民参加条例第12条第1項の規定により提案のあったことについて、次のとおり（経過・結果）を通知します。

1 政策等提案の名称	
2 提案の要旨	
3 検討の内容 (結果・経過)	
4 添付資料	
5 その他の	

第10号様式（第16条）

印西市市民参加実施結果報告書

年　月　日

印西市市民参加推進委員会 会長

様

印西市長

印

印西市市民参加条例第14条の規定により、 年度の実施結果を次のとおり報告します。

1 市民参加の実施結果

	実施件数	実施回数	参加総数	備考
市民意向調査手続	件	回	人	
市民説明会手続	件	回	人	
市民意見公募手続	件	回	人	
市民会議手続	件	回	人	
審議会等手続	件	回	人	
合計	件	回	人	

2 実施事項の報告

番号	対象事業等の名称	所管課等	事業の内容	手續の種別（回数・参加数）
				(·)
				(·)
				(·)
				(·)
				(·)
				(·)
				(·)

3 未実施事項の報告

対象事業等の名称	所管課等	市民参加を求める理由